

■発行 / 鈴鹿市議会 ■編集 / 鈴鹿市議会広報広聴委員会

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL.059-382-7600 <http://www.city.suzuka.lg.jp/gikai>

議会基本条例を制定しました

地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、二元代表制の一翼を担う議会が、その議事機関としての機能をこれまで以上に発揮することが求められています。

そこで、わたしたち鈴鹿市議会の議員一同は、議会と議員の活動原則等を定め、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展が実現されることを目的とした鈴鹿市議会基本条例を32名の全議員で提案し、全会一致で可決しました。

今後は12月1日の条例施行に向けて詳細な取り決めや運用方法等が議論されていくこととなります。(条文については2P～6Pに記載)

6月定例会のあらまし

6月定例会は、6月6日から7月2日までの27日間の日程で開催されました。本定例会では、開会日に議案第47号「鈴鹿市まちづくり基本条例の制定について」など8議案が市長から提出されました。議案質疑、各委員会での審査の後、閉会日には議案第55号「人権擁護委員候補者の推薦同意について」が追加議案として提出され、討論及び採決が行われました。また、全議員が提案者となり、議員発議案第2号「鈴鹿市議会基本条例の制定について」が閉会日に提出され、原案のとおり可決されました。

(議決一覧については8ページに記載)

主な内容

鈴鹿市議会基本条例	2P～6P
委員会審査状況	7P
6月定例会議決一覧	8P
議会の動き	8P
6月定例会一般質問	9P～15P
8・9月の会議日程	15P
市制70周年記念議会事業	16P

議員からの寄付は禁止されています

議員(候補者を含む)が、親睦旅行会・会合・お祭り・運動会等の行事に、寄付や差し入れなどをしたり、祝い金(出産・新築等)や贈り物をすることは、公職選挙法等により罰則をもって禁止されています。また、要求した人や受け取った人も同様に罰せられます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。